

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 規則 1 ○福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 訓令 二 ○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 告示 四 ○福島県公印規程の一部を改正する訓令
- 公印を新調しその使用を開始する件 四

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十八号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十三号中(20)を(27)とし、(19)を(26)とし、(18)を(25)とし、(17)を(24)とし、(16)を(23)とし、(15)を(22)とし、(14)を(21)とし、(13)を(20)とし、(12)を(19)とし、(19)の前に次のように加える。

- (15) 第十四条第一項の規定による申請の受理
- (16) 第十四条第四項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査
- (17) 第十五条第一項の規定による台帳の調製及び保管
- (18) 第十五条第三項の規定による台帳の閲覧
- 第三条第一項第四十三号中(11)を(14)とし、(10)を(13)とし、(13)の前に次のように加える。
- (11) 第七条第一項ただし書の規定による措置の指示

- (12) 第七条第四項の規定による措置等の命令
- 第三条第一項第四十三号(9)を同号(10)とし、同号(8)の次に次のように加える。
- (9) 第五条第一項の規定による調査等の命令
- 第三条第一項に次の一号を加える。
- 四十九 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第一条第一項ただし書の規定による報告期限の延長
 - (2) 第三条第三項の規定による通知
 - (3) 第四十三条第一号ロの規定による確認
 - (4) 第四十三条第二号の規定による確認
 - (5) 第四十三条第三号の規定による確認
 - (6) 第四十四条第五項の規定による確認の取消し及び通知
 - 第九条の三を削り、第九条の四を第九条の三とする。
 - 第十三条第一号中(16)を(21)とし、(15)を(20)とし、(14)を(19)とし、(13)を(18)とし、(12)を(17)とし、(11)を(16)とし、(10)を(15)とし、(9)を(14)とし、(8)を(13)とし、(13)の前に次のように加える。
 - (11) 第十三条の二第二項の規定による届出の受理
 - (12) 第十三条の二第二項において準用する第十三条第二項の規定による届出の受理
 - 第十三条第一号(7)を同号(10)とし、同号(6)の次に次のように加える。
 - (7) 第十二条の四第一項の規定による報告の受理
 - (8) 第十二条の四第二項の規定による通知
 - (9) 第十二条の五の規定による指導及び助言
 - 第十三条に次の三号を加える。
 - 三 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第二十一条第三項の規定による検査
 - 四 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第六条の規定による措置命令
 - (2) 第七条第三項の規定による措置命令
 - (3) 第八条第一項の規定による報告命令及び立入検査
 - (4) 第八条第二項の規定による報告命令及び提出命令
 - 五 福島県家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年福島県条例第百十二号)第三条第三項の規定による手数料の免除
 - 第十五条第一項に次の一号を加える。
 - 三十九 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第七条第四項の規定による同意(同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)
 - (2) 第七条第八項で準用する同条第四項の規定による同意(同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)
 - (3) 第十条第二項の規定による同意
 - (4) 第十一条第二項で準用する第十条第二項の規定による同意
 - (5) 第五十四条第一項の規定による認定

福島県訓令第十三号

(行政経営課)

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日

本庁機関
出先機関

福島県知事 佐藤雄平

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程(昭和三十一年福島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中 「同(東京事務所以外の出先機関用)」 10の7 同 「出先機関の長」

「同(東京事務所以外の出先機関用)」 10の7 同 「出先機関の長」
「同(出張所等用)」 10の8 同 「出張所等の長」

同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、富岡土木事務所の長に係る職印は、第一項第二号に規定する(出先機関)長印とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(文書法務課)

告 示


福島県告示第二百五十三号

公印を次のように新調し、平成二十五年四月一日その使用を開始する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

職印

10の8	番号	公印の名称	印影	公印管理者
		福島県知事印(福島県富岡土木事務所用)		福島県富岡土木事務所 長

(文書法務課)